

## 第22期 第1回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

- 1 日 時 令和6年12月2日（月） 辞令交付式終了後～
- 2 場 所 福岡市博多区東公園7-7  
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室
- 3 議 題
  - (1) 仮議長の選出について（協議）
  - (2) 会長の選任について（協議）
  - (3) 副会長の選任について（協議）
  - (4) 福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会委員の選任について（協議）
  - (5) 筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可について（協議）
  - (6) その他

## 内水面漁場管理委員会について

### 1 設置根拠

- ・ 漁業法に基づき都道府県ごとに設置する行政委員会。  
(漁業法第171条第1項)

### 2 構成メンバー

- ・ 委員は漁業者を代表する者、遊漁者を代表する者、学識経験者をもって充てる。  
(漁業法第172条第2項)
- ・ 定数は、10人とする。  
(漁業法172条第3項)
- ・ 構成比率は、漁業者代表40%、遊漁者代表20%、学識経験者代表40%を参考に考慮。  
(平成12年6月26日付12水管第1498号、水産庁長官通知)

### 3 所管

- ・ 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。  
(漁業法第171条第2項)

### 4 任期

4年間

### 5 所掌事務

- ・ 内水面漁場管理委員会は、水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。  
(漁業法第171条第3項)

○諮問事項 行政庁が委員会に意見を聞くべき事項

- ・ 免許の内容、漁場計画の決定、漁場計画の変更
- ・ 漁業権免許申請の審査
- ・ 漁業の許可に関する事 など

○決定事項 自らを決定機関として裁定、指示、認定する

- ・ 内水面漁場管理委員会指示 など

○建議事項 自ら積極的に建議すべき事項

- ・ 漁場計画樹立の意見具申
- ・ 委員会指示の裏付け命令の申請 など

### 令和5年福岡県内水面漁場管理委員会の主な議題

開催日	回	議 題	
1月11日	第21期第10回	(1)遊漁規則変更の認可について	諮問
		(2)えつ流刺し網による採捕許可について	協議
		(3)室見川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について	協議
		(4)個人情報保護法改正に伴う関係規程の整備について	協議
		(5)内水面における共同漁業の漁場計画(素案)について	報告
		(6)第21期第5回福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会について	報告
4月14日	第21期第11回	(1)福岡県内水面漁場計画の改正について	諮問
5月11日	公聴会	(1)福岡県内水面漁場計画の改正について	
5月11日	第21期第12回	(1)福岡県内水面漁場計画の改正について	答申
		(2)第5種共同漁業権にかかる増殖目標数量に関する委員会告示について	協議
8月24日	第21期第13回	(1)内水面における共同漁業権の免許について	諮問
		(2)第五種共同漁業権遊漁規則の認可について	諮問
11月30日	第21期第14回	(1)うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について	諮問
		(2)筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可について	協議
		(3)やまめ及びあまご資源の繁殖保護に係る委員会指示について	協議
		(4)資源管理の状況等の報告について(区画漁業)	報告

### 令和5年福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会の主な議題

開催日	回	議 題	
2月8日	第21期第6回	(1)えつ流し刺網による採捕の許可について	協議
		(2)えつ資源回復方策に関する取組状況について	報告
12月15日	第21期第7回	(1)筑後川における令和5年度うなぎ種苗特別採捕許可及びうなぎ稚魚漁業許可の取扱いについて	協議

## 福岡県内水面漁場管理委員会規程

### 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)その他法令に定める場合を除くほか、福岡県内水面漁場管理委員会の会議等に関し、必要な事項を定める。

(副会長及びその職務)

第2条 委員会に副会長1人を置く。

2 副会長は、委員が互選する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会長等の任期)

第3条 会長及び副会長の任期は2年とし、再任できる。

2 会長及び副会長は、任期が満了の場合においても後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(議 長)

第4条 会議の議長は、会長があたる。

2 会長及び副会長がともに欠けたとき又は会長及び副会長にともに事故があるときの委員会の議長は、会議に出席した委員によって互選された者があたる。

### 第2章 委 員 会

(会議の招集)

第5条 会長は次の各号の一に該当する場合は、14日以内に会議を招集しなければならない。

一 委員会に対して知事又は農林水産大臣から意見をもとめられたとき。

二 委員の三分の一以上から書面で会議の目的たるべき事項を示して会議を招集すべき旨の要求があったとき。

2 その他会長が必要と認めたときは、委員会を招集することができる。

第6条 会議の招集の通知は、会議開催の日の5日前までに会議の日時、場所及び議案を記載し、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

( 利害関係人等の会議への出席 )

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に利害関係人又は参考人の出席を求めることができる。

( 利害関係人等の発言 )

第8条 利害関係人又は参考人が発言しようとするときは、議長の下承を受けなければならない。

2 利害関係人又は参考人の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 利害関係人又は参考人の発言が、前項の範囲を超え又は利害関係人又は参考人に不穏当な言動があったときは、議長はその発言を禁止し又は退場を命ずる事ができる。

( 欠席の届出 )

第9条 会議に出席できない委員は、当該会議の開催時刻までに会長のその旨を届出なければならない。

( 採決の方法 )

第10条 採決の方法は、投票、起立又は挙手によるものとする。なお、議長が異議の有無を委員に諮り異議がないと認めたときは、可決を宣言することができる。

( 請 願 )

第11条 委員会に請願しようとする者は、請願書を会長に提出しなければならない。

2 前項の請願書には、提出年月日、提出者の住所、氏名（法人にあつては、事務所の所在地、代表者）、請願の要旨を記載し、氏名のあとに提出者が署名又は記名押印しなければならない。

3 会長は、第1項の請願書を受理したときは、会議の議題としなければならない。

( 議 事 録 )

第 1 2 条 議事録には、次の事項を記載し、議長及び議長があらかじめ指名した委員 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 出席した利害関係人及び参考人の氏名
- 四 その他臨席者の氏名
- 五 議事の概要及び議決の結果
- 六 その他議長が必要と認めた事項

( 会議の傍聴 )

第 1 3 条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、その者の氏名、年齢及び住所を記載した書面をもって、会議の開催時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 傍聴人は、定められた場所以外に立ち入ってはならない。
- 3 傍聴人は、議場において発言し又は騒ぐ等会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。議長は、その指示に従わない傍聴者に対し退場を命ずることができる。

( 傍聴の禁止 )

第 1 4 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- 一 凶器その他危険のおそれのある物品を所有する者
- 二 のぼり、旗等を携帯するもの
- 三 酒気を帯びている者
- 四 その他議長が特に不相当と認めた者

### 第 3 章 公 聴 会

( 公聴会開催の公示 )

第 1 5 条 委員会は、公聴会を開催するときは、その期日の 5 日前までに公聴会の日時、場所及び公聴会において意見を述べることができる利害関係者（以下、「公述者」という。）の範囲を公示する。

( 文書の提出 )

第16条 委員会は、公述者のあらかじめ発言内容の要旨を書面をもって提出させることができる。

( 公述者の範囲 )

第17条 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

- 一 漁業権者
- 二 入漁権者
- 三 漁業協同組合関係者
- 四 その他の利害関係者

( 公述機会の公平 )

第18条 委員会は、公聴会において意見をきこうとする案件について賛成者と反対者の双方があるときは、一方に片寄らないように公述者を選ばなければならない。

( 公述者の発言 )

第19条 公述者が発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

- 2 公述者の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 会長は、公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し又は退場を命ずることができる。
- 4 会長は、公述者の数が著しく多いときは、公述者が意見を述べる時間を制限することができる。

( 会議場の拘束 )

第20条 委員会は、公聴会においては、討論及び表決を行わない。

( 質 疑 )

第21条 委員は、公述者の述べた意見に対して質疑することができる。

- 2 公述者は、委員に対して質疑することができない。

( 代理人又は文書による公述者 )

第22条 公述者は、委員会の同意を得た場合に限り、代理人をして意見を述べさせ又は文書をもって意見を提出することができる。

- 2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、公述者の委任状を提出しなければならない。

( 公聴会の記録 )

第23条 公聴会においては、その経過について次に掲げる事項を記録し、会長が署名又は記名押印する。

- 一 公聴会開催の目的
- 二 公聴会の日時及び場所
- 三 公述者の氏名、住所及び意見の要旨
- 四 委員の発言の要旨
- 五 公聴会の経過

## 第4章 公開の聴聞

( 通知 )

第24条 委員会は、公開の聴聞を行おうとするときは、その期日の5日前までに公開の聴聞の日時、場所及び公開の聴聞を行う理由を聴聞を受ける者（以下、「被聴聞者」という。）に書面をもって通知するものとする。

( 延期の申し立て )

第25条 公開の聴聞の開催日に病気その他やむを得ない事情によって出席できない被聴聞者は、あらかじめ出席できない理由を明らかにして委員会に当該期日の延期を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申し立てがあったときは、被聴聞者に公開の聴聞の開催日の延期を認めるか否かについて通知するものとする。

( 文書の提出 )

第26条 委員会は、あらかじめ被聴聞者から公開の聴聞に対する意見及びその理由について要旨等を文書をもって提出させることができる。

( 代理人を出席させる場合の届出等 )

第27条 被聴聞者は、公開の聴聞に代理人を出席させようとするときは、代理人の住所、氏名、年齢及び被聴聞者との関係並びに代理人を出席させる理由をあらかじめ文書をもって委員会に届け出なければならない。

2 前項の代理人は、公開の聴聞に出席するときは、被聴聞者の委任状を委員会に提出しなければならない。



3 被聴聞者は、公開の聴聞に証人を出席させようとするときは、証人の住所、氏名、年齢及び職業をあらかじめ文書をもって委員会に届け出なければならぬ。

( 発言又は証拠の提出 )

第28条 被聴聞者は、会長の承諾を得て聴聞に付された事項について弁明し又は証人に必要な事実を陳述もしくは有利な証拠を提出させることができる。

( 被聴聞者が出席しない場合の措置 )

第29条 公開の聴聞の開催日に被聴聞者又は被聴聞者の代理人が出席しなかった場合は、委員会は改めて公開の聴聞を行わない。

( 準用規定 )

第30条 第19条第3項、第21条、第23条の規定は、公開の聴聞を行う場合に準用する。この場合において「公述者」とあるのは「被聴聞者」と、「公聴会」とあるのは「公開の聴聞」と読み替えるものとする。

## 第5章 雑 則

第31条 この規定に定めるもののほか、委員会、公聴会及び公開の聴聞に関し必要な事項は、委員会がその都度定める。

附 則

この規程は、昭和61年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

## 漁業法（内水面漁場管理委員会関係の抜粋）

### （内水面漁場管理委員会）

第一百七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県(海区漁業調整委員会を置くものに限る。)で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

### （構成）

第一百七十二条 内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者（漁業を営む者を除く）をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもつて充てる。
- 3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。ただし、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

### （準用規定）

第一百七十三条 第三十七条第二項から第六項まで、第三十八条第四項、第四十条から第四十六条まで、第五十七条、第五十九条及び第六十条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第五十九条第二項中「各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面」とあるのは「政令で定めるところにより算出される額を均等に交付するほか、各都道府県の内水面組合（水産業協同組合法第十八条第二項の内水面組合をいう。）の組合員の数及び河川の延長を基礎とし、内水面」と読み替えるものとする。

### （構成）

第三十七条

- 2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。
- 3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
- 4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。
- 6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

#### (委員の任命)

##### 第百三十八条

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
  - 一 年齢満十八年未満の者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

#### (兼職の禁止)

第百四十条 委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない

#### (委員の辞任)

第百四十一条 委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。

#### (委員の失職)

第百四十二条 委員は、第百三十八条第四項各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。

#### (委員の任期)

第百四十三条 委員の任期は、四年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

#### (委員の罷免)

第百四十四条 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

- 2 委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

#### (委員会の会議)

第百四十五条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。
- 4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第百四十六条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、

議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

#### (報告徴収等)

第百五十七条 漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。

2 漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、その委員又は委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させることができる。

#### (漁業調整委員会の費用)

第百五十九条 国は、漁業調整委員会（広域漁業調整委員会を除く。次項において同じ。）に関する費用の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。

2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面の利用の状況その他の各都道府県における漁業調整委員会の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

#### (委任規定)

第百六十条 この章に規定するもののほか、漁業調整委員会に関して必要な事項は、政令で定める。

## 福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、福岡、佐賀両県の内水面における水産動物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、会長の所属する漁場管理委員会の事務局におき、その書記が事務を行う。

(委員会)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

福岡県内水面漁場管理委員会会長1名、委員4名

佐賀県内水面漁場管理委員会会長1名、委員4名

2 調査審議するため、必要に応じて小委員会をおくことができる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 委員会に会長及び副会長をおく。会長及び副会長は、各県の管理委員会の会長がつとめる。

2 会長及び副会長の任期は、2年とし、両県の委員が交互に会長及び副会長をつとめる。

3 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。

4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長は、その職務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少なくとも5日前に議事事項並びに開催の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

第6条 委員会は、定数の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開催することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長がこれを決する。

第7条 委員会の会議は、予め通知した事項に限って決議する。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

(議事録)

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項
- 四 議事の結果
- 五 その他重要な事項

第9条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

(規程改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第11条 前各条に定めるものの他、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和58年11月7日から施行する。
- 2 この規程施行時の会長及び副会長の任期は、昭和60年2月28日までとする。

付 則

この規程は、平成3年11月5日から施行する。